

平成20年第4回竜王町議会定例会（第1号）

平成20年12月4日

午前11時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（1日目）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第77号 竜王町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第78号 平成20年度竜王町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議第79号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第2号）
- 日程第 6 議第80号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
補正予算（第2号）
- 日程第 7 議第81号 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第 8 議第82号 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議第83号 平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第84号 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第85号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町雪野山史跡  
広場「妹背の里」）
- 日程第12 議第86号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町道の駅）
- 日程第13 議第87号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町介護予防拠  
点施設（鶴川ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふ  
れあいプラザ））
- 日程第14 議第88号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町介護予防拠  
点施設（岡屋ふれあいプラザ））
- 日程第15 議第89号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町シルバーワ  
ークプラザ）
- 日程第16 議第90号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町農村運動広  
場）
- 日程第17 議第91号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町農林公園施

- 設)
- 日程第18 議第92号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町農村環境改善センター）
- 日程第19 議第93号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町田園空間博物館施設）
- 日程第20 議第94号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町地域産業研修センター）
- 日程第21 議第95号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町都市公園施設）
- 日程第22 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（11名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	11番	若井敏子
12番	寺島健一		

## 3 会議に欠席した議員（1名）

10番 小森重剛

## 4 会議録署名議員

8番 蔵口嘉寿男                      9番 菱田三男

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	代表監査委員	小林徳男
副町長	青木進	教育長	岡谷ふさ子
会計管理者	布施九藏	総務政策主監	小西久次
住民福祉主監	北川治郎	産業建設主監兼農業委員会事務局長	川部治夫
総務課長	赤佐九彦	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	福祉課長	松瀬徳之助
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	松浦つや子
学務課長	木村公信	生涯学習課長	竹内健

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 村井耕一                      書記 古株三容子

開会 午前11時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成20年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成20年度第4回議会定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年第4回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

師走月に入りまして何かと気ぜわしい、また慌ただしい時期ではございますが、議員各位には、日々議会活動にご専念をいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、平素は町政全般にわたり格段のご指導、ご鞭撻を賜っておりますことに心より厚く御礼を申し上げます。

去る6月24日に就任させていただきましてより、早5ヵ月半になろうといたしておりますが、国内の動きはめまぐるしいものがございました。原油価格は天井知らずの高騰を続けておりましたものが、今では、1年前くらいの水準に下落し、株価も低迷を続けている実態であります。米国証券会社大手の破綻に端を發した金融不安は全世界に波及し、各国とも金融危機対策・景気刺激策を打ち出していますものの、私は回復までには相当の日数がかかるものと思っております。

日本国内にありましては、景況感は下降という表現になっているにも拘らず、円は独歩高の状態が続いており、自動車産業等は輸出面で大きな打撃を受けている状況であります。「トヨタショック」と表現されるくらい、豊田市の財政収入が期初の予定と比較して30億減になると報じられております。

また、新卒就職内定者の取り消し、資金繰りが追いつかないための企業倒産の増加、派遣社員の無条件整理や契約期間解消等のニュースは毎日のように入ってくるようになりました。日本は今、まさに先の見えない下降勾配のトンネルに入った状態であると思われまます。

竜王町にありましては、特定企業の業績いかんにより財政収入が大きく変わるという実態にあり、楽観は許されるものではございません。

11月26日・27日の両日、東京で全国町村長大会と滋賀県町村会町長研修が開催され、参加してまいりました。来賓として出席された総理のあいさつをお

聞きしたのですが、国民に一番近いところでがんばっている自治体の首長は、自治体の経営者であって欲しいとの話がありました。財政逼迫で苦しんでいる自治体が多い中であって、事業所的経営感覚を示唆されたものと受け止めたものがあります。

この大会決議文の中で、市町村合併はいかなる形であれ強制しないことと明記されました。各町村が自主的・自律的に活力と魅力ある地域づくりが出来るようにうたわれたものでもあります。

今、まちづくり懇談会の形で集落を回らせていただいております。財政の充実に図る中、まちづくりの方向性を話させていただいているのですが、国内の景気は年明け以降さらに冷え込むと見ることで危機感をしっかりと持ち、町の経営にあたってまいる覚悟でございます。いつも申し上げていることではありますが、足元を固める謙虚さと時代を先取りする積極果敢さで今後の行政運営に取り組んでまいりますので、議員各位にはさらなるご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本議会に提案させていただく案件につきましては、条例改正1件・一般会計補正予算1件・特別会計補正予算6件・指定管理者の指定案件11件の計19件を提案させていただくものであります。議員の皆様方には慎重にご審議を賜り、お認めをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

竜王町におきましてもたくさんの課題が山積いたしておりますので、町の現況情報を提供させていただいて、議員の皆様方をはじめ町民の皆様方と行政とが一体になり、自主的・自律的な竜王のまちづくりに専心いたしてまいる所存ですので、ご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会にありましてのごあいさつとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書および議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## **日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（寺島健一）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、8番 蔵口嘉寿男議員、9番 菱田三男議

員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |       |                                                              |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第77号 | 竜王町下水道条例の一部を改正する条例                                           |
| 日程第 4 | 議第78号 | 平成20年度竜王町一般会計補正予算（第5号）                                       |
| 日程第 5 | 議第79号 | 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）                         |
| 日程第 6 | 議第80号 | 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）                         |
| 日程第 7 | 議第81号 | 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）                               |
| 日程第 8 | 議第82号 | 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）                                  |
| 日程第 9 | 議第83号 | 平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）                                   |
| 日程第10 | 議第84号 | 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）                                     |
| 日程第11 | 議第85号 | 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」）                          |
| 日程第12 | 議第86号 | 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町道の駅）                                    |
| 日程第13 | 議第87号 | 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町介護予防拠点施設（鶺川ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザ）） |
| 日程第14 | 議第88号 | 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町介護予防拠点施設（岡屋ふれあいプラザ））                    |

- 日程第 15 議第 89号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町シルバーワークプラザ）
- 日程第 16 議第 90号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町農村運動広場）
- 日程第 17 議第 91号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町農林公園施設）
- 日程第 18 議第 92号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町農村環境改善センター）
- 日程第 19 議第 93号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町田園空間博物館施設）
- 日程第 20 議第 94号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町地域産業研修センター）
- 日程第 21 議第 95号 公の施設の指定管理者の指定について（竜王町都市公園施設）

○議長（寺島健一） 日程第 3 議第 77号から日程第 21 議第 95号までの 19 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 77号から議第 95号までの 19 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第 77号から議第 84号までの 8 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 77号、竜王町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、滋賀県公害防止条例施行規則および滋賀県流域下水道接続等取扱要綱の一部改正により排水基準の見直しが行われましたので、それに伴い本条例のハウ素含有量に係る基準の規定を削除するため一部改正を行うものです。

次に、議第 78号、平成 20 年度竜王町一般会計補正予算（第 5号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第 4号）までの歳入歳出予算額が 52 億 1,900 万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 2,100 万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしたしましては、基幹系システムリプレースリースに係ります予算の調整、老朽化に伴います庁舎電話交換機の更新、平成 22 年度を目途として竜王町の将来を見据えたまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための指針となる第五次総合計画の策定、自立支援給付費等についての実績見込みや農村運動広場照明器修繕工事等の額の確定、農業集落排水事業や公共下水道事業にかかる下水道事業特別会計繰出金の調整および人件費の減額など、予

算の調整をお願いするものでございます。

また、債務負担行為補正につきましては、先ほど提案説明をいたしました第五次総合計画策定業務委託とあわせて、平成21年度に実施いたします各種健康診査業務を円滑に進めるため、債務負担行為の追加と額の確定により基幹系システムリプレースリースについて限度額を変更するものでございます。

地方債補正につきましては、農村運動広場照明器修繕工事の額の確定に伴います限度額の変更でございます。

次に、議第79号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)につきましては、現在お認めをいただいております補正予算(第1号)までの歳入歳出予算額が8億8,240万6,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ3,103万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,344万円といたしたいものです。

補正予算の主な内容といたしましては、保険給付費が伸びたことによります一般被保険者療養給付費が1,930万円、退職被保険者等療養給付費が930万円のそれぞれ増額、実績見込みにより出産育児一時金が44万円の増額、国民健康保険の遡及喪失等により生じます国民健康保険税の還付について、一般被保険者保険税還付金、退職被保険者保険税還付金合わせて130万円の増額等をお願いするものです。

歳入では、保険給付費の増額や過年度分の精算により国庫支出金療養給付費等負担金の増額、保険給付費の増額により国庫支出金財政調整交付金・社会保険診療報酬支払基金療養給付費等交付金・県支出金・一般会計繰入金のそれぞれの負担分の増額と、繰越金の増額でございます。また、平成21年度に実施いたします特定健康診査業務を円滑に進めるため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、議第80号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第2号)につきましては、現在お認めをいただいております補正予算(第1号)までの歳入歳出予算額が、医科8,750万円・歯科5,700万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ医科240万円・歯科150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科8,990万円・歯科5,850万円といたしたいものです。

補正予算の主な内容といたしましては、医科では、人件費等の調整にかかる一般管理費の増額と、医薬材料費や臨床検査手数料が不足いたしますことから医業

費の増額でございます。歯科では、人事異動に伴います人件費等の調整にかかる一般管理費と歯科保健センター管理費の増額でございます。

歳入では、医科では診療収入の外来収入と繰越金の増額、歯科では繰越金の増額でございます。

次に、議第81号、平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が1億6,196万6,000円でございます。今回、歳入予算の組み換えをいたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきまして、交通事故による第三者行為にかかる損害賠償金の額の確定により第三者納付金が343万円の増額と、これに伴います支払基金交付金、国・県の負担金、一般会計繰入金の減額をお願いするものです。

次に、議第82号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が10億5,800万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ341万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,458万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容は、平成20年度の執行調整等によるもので、琵琶湖流域下水道事業負担金の増額、償還元金の増額、償還利子の減額等でございます。

また、地方債補正につきましては、流域下水道事業の増額に伴う限度額の変更でございます。

次に、議第83号、平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額は5億3,847万4,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ449万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,296万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、国保連合会共同電算処理事務手数料が処理件数の増加により7万5,000円の増額、介護認定に伴う主治医意見書作成手数料が新規申請の増加により21万円の増額、保険給付費にかかる負担金について今日までの実績を勘案し、居宅介護サービス給付費が1,400万円の増額、施設介護サービス給付費が1,000万円の減額、地域密着型介護サービス給付費が600万円の増額、介護予防サービス給付費が200万円・

高額介護サービス費が200万円のそれぞれ減額、特定入所者介護サービス費が200万円の減額、地域支援事業に係る緊急通報システム設置手数料が5万5,000円の増額、配食サービス事業委託料が8万5,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入では、第1号被保険者に係る特別徴収保険料が295万7,000円の減額、介護給付費に係るルール分の負担として介護給付費国庫負担金が130万円、介護保険調整交付金が22万2,000円、介護給付費支払基金交付金が124万円のそれぞれ増額、繰越金が469万円の増額でございます。

次に、議第84号、平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、平成20年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入および支出の既決予定額はそれぞれ3億395万6,000円でございます。今回、支出予算の組み換えをいたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出では原水及び浄水費といたしまして取水・送水に伴います動力費を110万円の減額、配水及び給水費といたしまして漏水修理増加に伴います修繕費を390万円の増額、総係費といたしまして人事異動に伴います人件費を290万円の減額、燃料費を10万円の増額をお願いするものでございます。

また、人件費補正に伴い、予算第7条で定めております議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を改正させていただくものです。

以上、議第77号から議第84号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第78号および議第82号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○議長（寺島健一）** 赤佐総務課長。

**○総務課長（赤佐九彦）** ただいま町長から提案理由の説明があったわけですが、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第5号）の内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた自動車取得税および軽油引取税ならびに地方道路税の収入の減少に伴う国の財政上の特別措置として地方税等減収補てん臨時交付金が143万4,000円の増額、事業費の実績見込みにより障害者自立支援給付費国庫負担金が275万円

の増額と埋蔵文化財緊急調査費国庫補助金が220万円および埋蔵文化財調査等事業県補助金が110万円のそれぞれ減額、額の確定により農村運動広場整備事業にかかるまちづくり交付金が144万円と農村運動広場整備事業債が170万円のそれぞれ減額、前年度繰越金が270万6,000円の増額などがございます。

次に歳出予算の主なものといたしましては、基幹系システムリプレースリースの額の確定により電子通信機器等借上料が2,400万円の減額と、基幹系システムリプレースに伴い新たに必要となりました電算プログラム開発委託料が268万8,000円と電算管理用備品2,576万9,000円のそれぞれ増額、庁舎電話交換機が導入後15年を経過し機器の老朽化に伴い修理に対応できない等の恐れがあることから庁舎電話交換機の更新に730万円の増額、第五次総合計画策定業務委託料が100万円の増額、実績見込みにより自立支援給付費が500万円の増額、額の確定により放課後児童クラブ傷病児等休憩室設置工事が116万2,000円の減額、実績見込みにより麻しん・風しん予防接種委託料が100万円の増額、額の確定により農村運動広場照明器修繕工事が360万円の減額、下水道事業に係る補償金免除の繰上償還のための借換債の実施により、下水道事業特別会計繰出金として農業集落排水事業繰出金が177万9,000円の増額と公共下水道事業繰出金が799万1,000円の減額、上水道加圧ポンプ場予定敷地買収にあたり町道小口八重谷線を含む周辺土地の公図混乱が見られるため、地図訂正が新たに必要になったため地図訂正・登記業務委託料が158万円の増額、消防団活動の安全性を高めるために、安全に配慮された消防団員作業服への切替えに394万円の増額、額の確定により地域防災計画見直し業務委託料が240万円、小学校電気設備改修工事が810万8,000円のそれぞれ減額、中学校体育館の水漏れ等により中学校体育館樋他修繕費が154万3,000円の増額、開発事業の見送りにより埋蔵文化財緊急発掘調査重機等借上料が211万4,000円の減額、年度途中の職員の退職等に伴い人件費が1,076万7,000円の減額等でございます。

次に、債務負担行為補正の内容は、先ほど説明いたしました第五次総合計画策定業務委託のほか、各種健康診査業務につきましては、健診後の保健指導のスケジュールを勘案しますと年度の早いうちに実施することが望ましい中で、近年、健診実施事業者も限定され、一方、健診実施事業者においては各方面から多くの健診業務を受注しており、時期を逸しますと契約業者とのスケジュール調整が困

難となり、円滑な健康診査が行いにくい実態にありますことから、平成21年度に実施いたします各種健康診査業務の契約を今年度中に締結いたしたいと考えており、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

また、額の確定により基幹系システムリプレースリースについて限度額の変更をお願いするものでございます。

地方債補正につきましては、農村運動広場照明器修繕工事の額の確定に伴います農村運動広場整備事業債170万円の減額と、限度額の補正をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 引き続きまして、議第82号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書57ページからの下水道事業特別会計補正予算（第3号）の事項別明細書によりまして説明申し上げます。補正予算の内容につきましては、先に町長より説明いただきましたが、平成20年度の執行調整等をさせていただくものでございます。

まず、歳入予算では、58ページの一般会計からの繰入金について、繰上償還にかかる元金確定に伴う農業集落排水事業繰入金が177万9,000円の増額、繰上償還にかかる利息軽減等に伴う公共下水道事業繰入金が799万1,000円の減額、町債について、流域下水道事業債が280万円の増額でございます。

次に、歳出予算では、59ページの公共下水道事業費の施設管理費が9,000円の増額、管渠築造費が274万8,000円の増額でございます。その内容としましては、一般職員手当等、共済費の増額、流域下水道建設事業の国庫補助対象事業費の増額に伴い、流域下水道事業負担金の増額をさせていただくものでございます。

また、公債費につきましては、繰上償還に伴う借換債の据置期間を設けず残年数で借り入れたことによります償還元金の増額、繰上償還に伴う金利負担軽減が図れたことおよび前年度債を民間金融機関から借り入れた分に対して、今年度、利息が発生しないため、併せて減額をさせていただくものでございます。

地方債補正につきましては、流域下水道建設事業費の増額に伴う町負担金の増額にかかる流域下水道事業債280万円の増額について、限度額の補正をお願い

するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 次に議第85号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年4月1日に財団法人として設立され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため、文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、今日まで同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有する財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第86号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町道の駅の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町道の駅の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成15年9月25日に株式会社として竜王かがみの里として設立され、地域の農業者との連携に精通し、農業者等の活力を積極的に活用した農業と観光を融合させた産業の創造と積極的な集客活動を図り、まさに地産地消を積極的に推進しており、平成16年4月から竜王町道の駅の指定管理者として今日まで同施設の管理運営業務の実績を有し、平成20年8月31日に株式会社アグリパーク竜王との統合により誕生いたしました株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第87号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町介護予防拠点施設の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでござい

ます。対象となる具体的な施設名は、鶴川ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザでございます。

指定管理者は、この竜王町介護予防拠点施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、昭和51年6月28日に社会福祉法人として設立され、社会福祉事業及びその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展および社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の増進を図るための事業や支援を行い、今日まで同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有する社会福祉法人竜王町社会福祉協議会を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第88号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町介護予防拠点施設の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。対象となる具体的な施設名は、岡屋ふれあいプラザでございます。

今日、高齢化が急速に進展するなかで、高齢者のスポーツを通じた健康づくりと生きがいづくり、介護予防活動の関連性が高まっています。併せて、岡屋ふれあいプラザは竜王町総合運動公園内に設置されています。このことから、同施設と竜王町総合運動公園とを一体的に管理することにより、効果的な利用が図れることができると考えております。

指定管理者は、平成7年4月1日に財団法人として設立され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、この竜王町介護予防拠点施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第89号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町シルバーワークプラザの指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町シルバーワークプラザの設置目的を十分に達成するため

の必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年4月21日に設立、また平成13年3月30日に公益法人として設立され、地域の高齢者の就業活動のため積極的に活用した管理運営を果たし、平成16年4月からの同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有する社団法人竜王町シルバー人材センターを指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第90号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町農村運動広場の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町農村運動広場の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年4月1日に財団法人として設立され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため、文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、今日まで同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有する財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第91号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町農林公園施設の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。対象となる具体的な施設名は、交流促進施設「ふれあい広場」、産地形成促進施設「産地直売所」、農村水辺修景施設「エビス池公園」、公衆便所、農産物処理加工施設でございます。

指定管理者は、竜王町農林公園施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成8年4月1日に株式会社アグリパーク竜王が法人として設立され、山之上農林公園の各施設の管理運営や農林漁業に関する技術及び情報の収集並びに提供、地域産業の研究・開発・展示・紹介および普及事業をその目的として運営され、農村・農業組織活動の活性化、農業振興・農村社会における交流活動を積極的に推進され、今日まで同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有し、平成20年8月31日に株式会社竜王かがみの里との統合により誕生いたしました株式会社み

らいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第92号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町農村環境改善センターの指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町農村環境改善センターの設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成8年4月1日に株式会社アグリパーク竜王が法人として設立され、山之上農林公園の各施設の管理運営や農林漁業に関する技術及び情報の収集並びに提供、地域産業の研究、開発、展示、紹介及び普及事業をその目的として運営され、農村・農業組織活動の活性化、農業振興・農村社会における交流活動を積極的に推進され、今日まで同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有し、平成20年8月31日に株式会社竜王かがみの里との統合により誕生いたしました株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第93号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町田園空間博物館施設の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。対象となる具体的な施設名は、農村田園資料館でございます。

指定管理者は、農村田園資料館の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成8年4月1日に株式会社アグリパーク竜王が法人として設立され、山之上農林公園の各施設の管理運営や農林漁業に関する技術及び情報の収集並びに提供、地域産業の研究、開発、展示、紹介及び普及事業をその目的として運営され、農村・農業組織活動の活性化、農業振興・農村社会における交流活動を積極的に推進され、今日まで同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有し、平成20年8月31日に株式会社竜王かがみの里との統合により誕生いたしました株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第94号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町地域産業研修センターの指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町地域産業研修センターの設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年4月1日に財団法人として設立され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため、文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、今日まで同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有する財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に議第95号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町都市公園施設の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。対象となる施設は竜王町総合運動公園でございます。具体的な施設名は、屋根付多目的グラウンド、屋外多目的グラウンド、テニスコートならびに体育館、弓道場、プール、採暖室を総称するドラゴンスポーツセンター、その他といたしまして、しあわせの庭園、芝生広場、冒険の丘、多目的広場、園路、駐車場、食堂・売店等でございます。

指定管理者は、竜王町総合運動公園の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年4月1日に財団法人として設立され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため、文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、今日まで同施設の指定管理者として管理運営業務の実績を有する財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。なお、指定する期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

以上をもちまして議第77号から議第95号までの19議案すべてにつきまして、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 2 議員派遣について

○議長（寺島健一） 日程第 2 2 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 1 1 9 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 0 時 1 0 分